

旅客取扱関係規程類集 11 IC カード関係 ①IC カード取扱規則【新旧対照表】

【2023年3月22日より適用】

改 正	現 行
① IC カード取扱規則 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 3. 17 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 9. 1 改正 2019. 10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2020. 6. 1 改正 2020. 10. 12 改正 2021. 3. 27 改正 2021. 9. 15 改正 <u>2023. 3. 22 改正</u> (目的) 第 1 条 〃 (現行どおり) (運賃の收受) 第 15 条 (SF のチャージ) 第 16 条 〃 (現行どおり) 4 5 第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、<u>携帯情報処理端末等を媒体とする IC カードについては、チャージすることができない。</u> (SF のオートチャージ) 第 17 条 〃 (現行どおり) (特定の IC カードの制限または停止) 第 23 条 (無効となる場合等) 第 24 条 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カードを無効として回収(<u>携帯情報処理端末等のアプリケーションを利用し、発行される IC カードの場合は、無効とし、利用を停止。以下、同じ。)</u>する。 (1) 旅行開始後の IC カードを他人から譲り受けて使用したとき 〃 (現行どおり) (列車運行不能時等の取扱い) 第 31 条 附 則 (現行どおり) 別表第 1 号 (現行どおり) 別表第 2 号 (現行どおり)	① IC カード取扱規則 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 3. 17 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 9. 1 改正 2019. 10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2020. 6. 1 改正 2020. 10. 12 改正 2021. 3. 27 改正 2021. 9. 15 改正 (目的) 第 1 条 〃 (省 略) (運賃の收受) 第 15 条 (SF のチャージ) 第 16 条 〃 (省 略) 4 5 第 1 項および第 3 項の規定にかかわらず、携帯電話機等を媒体とする IC カードについては、一部の入金機を除き、チャージすることができない。 (SF のオートチャージ) 第 17 条 〃 (省 略) (特定の IC カードの制限または停止) 第 23 条 (無効となる場合等) 第 24 条 次の各号の 1 に該当する場合には、IC カードを無効として回収する。 (1) 旅行開始後の IC カードを他人から譲り受けて使用したとき 〃 (省 略) (列車運行不能時等の取扱い) 第 31 条 附 則 (省 略) 別表第 1 号 (省 略) 別表第 2 号 (省 略)

* 下線部が改正箇所。

旅客取扱関係規程類集 11 IC カード関係 ⑥ICOCA 乗車券取扱規程【新旧対照表】

【2023年3月22日より適用】

改 正	現 行
⑥ ICOCA 乗車券取扱規程 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 3. 17 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 3. 29 改正 2019. 10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2020. 6. 1 改正 2020. 12. 8 改正 2021. 3. 20 改正 2021. 3. 27 改正 <u>2023. 3. 22 改正</u> (目的) 第1条 (現行どおり) (用語の意義) 第3条(8) <u>(9)「モバイル ICOCA」とは、JR 西が定めるモバイル ICOCA 会員規約に同意した会員に対して、携帯情報端末等のアプリケーションを利用し、発行されるプリペイド機能のみを搭載する記名式の ICOCA 乗車券のことをいう。</u> <u>(10)「モバイル ICOCA 定期券」とは、モバイル ICOCA の券面に定期券の表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能とプリペイド機能を搭載する ICOCA 乗車券をいう。</u> <u>(11)「デポジット」とは、IC カードの利用権の代価として收受するものをいう。</u> <u>(12)「リファレンスペーパー」とは、IC カードに付随し、その情報を記したもののことをいう。</u> ※「リファレンスペーパー」と表記されたものも存在するが同等の効力があるものとして取扱う。 (ICOCA 乗車券の種類) 第4条 (現行どおり) (ICOCA 定期券の通用期間外における SF 利用制限) 第39条 第4章 他社のみで発売する ICOCA 乗車券 <u>(スマート ICOCA、KIPS ICOCA およびモバイル ICOCA への本規程の準用)</u>	⑥ ICOCA 乗車券取扱規程 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 3. 17 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3. 16 改正 2019. 3. 29 改正 2019. 10. 1 改正 2020. 3. 16 改正 2020. 6. 1 改正 2020. 12. 8 改正 2021. 3. 20 改正 2021. 3. 27 改正 (目的) 第1条 (省 略) (用語の意義) 第3条(8) (9) <u>(新 設)</u> (10) <u>(新 設)</u> <u>(9)「デポジット」とは、IC カードの利用権の代価として收受するものをいう。(項番繰り下げ)</u> <u>(10)「リファレンスペーパー」とは、IC カードに付随し、その情報を記したもののことをいう。(項番繰り下げ)</u> ※「リファレンスペーパー」と表記されたものも存在するが同等の効力があるものとして取扱う。 (ICOCA 乗車券の種類) 第4条 (省 略) (ICOCA 定期券の通用期間外における SF 利用制限) 第39条 第4章 他社のみで発売する ICOCA 乗車券 (スマート ICOCA および KIPS ICOCA への本規程の準用)

* 下線部が改正箇所。

旅客取扱関係規程類集 11 IC カード関係 ⑥ICOCA 乗車券取扱規程【新旧対照表】

【2023年3月22日より適用】

改 正		現 行	
第40条 本規程において <u>スマート ICOCA、KIPS ICOCA およびモバイル ICOCA</u> の取扱いについては、第1章のほか、第2章の次の条文を準用する。		第40条 本規程においてスマート ICOCA および KIPS ICOCA の取扱いについては、第1章のほか、第2章の次の条文を準用する。	
	準用する各規定		準用する各規定
スマート ICOCA	第19条（障害再発行）のうち再発行を除く事項	スマート ICOCA	第19条（障害再発行）のうち再発行を除く事項
KIPS ICOCA		KIPS ICOCA	
<u>モバイル ICOCA</u>	<u>なし</u>	<u>モバイル ICOCA</u>	<u>（新 設）</u>
（ <u>スマート ICOCA 定期券、KIPS ICOCA 定期券およびモバイル ICOCA 定期券</u> への本規程の準用）		（スマート ICOCA 定期券および KIPS ICOCA 定期券への本規程の準用）	
第41条 本規程において <u>スマート ICOCA 定期券、KIPS ICOCA 定期券およびモバイル ICOCA 定期券</u> の取扱いについては第1章のほか、第3章の次の各条文を準用する。		第41条 本規程においてスマート ICOCA 定期券および KIPS ICOCA 定期券の取扱いについては第1章のほか、第3章の次の各条文を準用する。	
	準用する各規定		準用する各規定
スマート ICOCA 定期券 KIPS ICOCA 定期券	第26条（運賃の收受）、第28条（効力）、第29条（無効となる場合等）、第30条（不正乗車等に対する旅客運賃および増運賃の收受等）、第33条（障害再発行）のうち再発行を除く事項、第35条（同一駅で出場する場合の取扱方）、第36条（前回利用時の乗車履歴がない ICOCA 定期券の取扱方、第37条（係員による SF の減額処理）、第38条（列車運行不能の場合の取扱方）および第39条（ICOCA 定期券の通用期間外における SF 利用制限）	スマート ICOCA 定期券 KIPS ICOCA 定期券	第26条（運賃の收受）、第28条（効力）、第29条（無効となる場合等）、第30条（不正乗車等に対する旅客運賃および増運賃の收受等）、第33条（障害再発行）のうち再発行を除く事項、第35条（同一駅で出場する場合の取扱方）、第36条（前回利用時の乗車履歴がない ICOCA 定期券の取扱方、第37条（係員による SF の減額処理）、第38条（列車運行不能の場合の取扱方）および第39条（ICOCA 定期券の通用期間外における SF 利用制限）
<u>モバイル ICOCA 定期券</u>	<u>第26条（運賃の收受）、第28条（効力）、第29条（無効となる場合等）、ただしモバイル ICOCA の場合は無効とし、利用を停止、第30条（不正乗車等に対する旅客運賃および増運賃の收受等）、第35条（同一駅で出場する場合の取扱方）、第36条（前回利用時の乗車履歴がない ICOCA 定期券の取扱方、第37条（係員による SF の減額処理）、第38条（列車運行不能の場合の取扱方）および第39条（ICOCA 定期券の通用期間外における SF 利用制限）</u>	<u>モバイル ICOCA 定期券</u>	<u>（新 設）</u>
附則 〳 別表3		附則 〳 別表3	
(現行どおり)		(省 略)	

* 下線部が改正箇所。

【2023年3月22日より適用】

改 正	現 行
⑨ 京阪電車ポイント還元サービス利用規約 2020. 11. 20 制定 <u>2023. 3. 22 改正</u> (目的) 第 1 条 (現行どおり) (適用範囲) 第 2 条 (現行どおり) (用語の定義) 第 3 条 本規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 「本サービスの対象となるICOCA乗車券」とは、当社が定めるICOCA乗車券のうち、「モバイルICOCA」および「モバイルICOCA定期券」を除いたものをいう。また、本サービスの登録をしているICOCA乗車券を総称して「登録済ICOCA」という。 (2) 〃 (現行どおり) (規約の有効期間) 第 22 条 附 則 別表 1 〃 別表 4	⑨ 京阪電車ポイント還元サービス利用規約 2020. 11. 20 制定 (目的) 第 1 条 (省 略) (適用範囲) 第 2 条 (省 略) (用語の定義) 第 3 条 本規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 「本サービスの対象となるICOCA乗車券」とは、当社が定めるICOCA乗車券をいう。また、本サービスの登録をしているICOCA乗車券を総称して「登録済ICOCA」という。 (2) 〃 (省 略) (規約の有効期間) 第 22 条 附 則 別表 1 〃 別表 4

* 下線部が改正箇所。